

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	都市整備局住宅部建設課団地再生グループ (06-6208-8424)
処分担当名	都市整備局住宅部管理課管理グループ
処分の名称	コミュニティの活性化に資する事業を行う団体への市営住宅の使用許可
概要	大阪市では、市営住宅の空き住戸を活用して、高齢者支援や子育て支援など、地域の活性化に繋がる活動を行うNPO等の団体を募集する「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」を実施しています。活動拠点として市営住宅の使用を希望する団体は、応募受付期間内に当プロポーザルに係る活動提案書を提出し、公開プレゼンテーションにおいて提案内容の発表を行い、活動団体として選定された後に、使用目的や活動内容、使用期間等を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000197474.html
審査基準	1 市営住宅の活用範囲は、団地や周辺地域のコミュニティの活性化に資するために、次に掲げる活動を行う場合に限る。 (1) 子育てサービス等の提供を目的としたもの (2) 高齢者等の生活支援等を目的としたもの (3) (1)(2)以外で、地域コミュニティの活性化を目的としたもの (4) その他市長が必要と認めるもの 2 市営住宅を活用できる者は、1に定める活動を主目的に行い、次のいずれかに該当する団体で、団体の活動実績が設立から1年以上あり（任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体であった期間を含める。）、かつ現在、活動拠点を必要としている団体で、選定された団体とする。 ①特定非営利活動法人、または、応募申込み時点でNPO法人格の取得を予定（申請済み）している団体 ②地域住民等で組織されている任意の団体（趣味のグループ、サークルは除く。） ③法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等（一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体を含む。また、宗教法人は除く。） ④上記以外の普通法人等 ○審査基準 ・活動内容（地域コミュニティの活性化に寄与するか、活動の対象者が周辺地域を含む不特定多数のものとなっているか） ・活動の実現性・継続性（活動の収支計画、活動を行う運営体制、地域と共生できるか） ※詳細については、上記要綱を参照
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局住宅部建設課団地再生グループ
提出時期	不定期（プロポーザルの実施時期による）
提出方法	市営住宅使用許可申請書、添付書類を都市整備局住宅部建設課団地再生グループへ提出してください。なお、上記概要に示すように、事前に活動団体として選定される必要があります。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局住宅部建設課団地再生グループ
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000535825.html
備考	